

陸貨災防発第 201 号
令和 6 年 9 月 3 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部長 様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
会長 齋藤 充
(公 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から、別添の令和 6 年 8 月 23 日付け基安発 0823 第 2 号「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について」により協力依頼がありました。

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より、「全国労働衛生週間」の準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っています。

しかしながら、こうした健康診断及び事後措置の実施については事業者の義務であるにもかかわらず、特に事業場規模 50 人未満の事業場において実施率が低い傾向にあります。特に、陸運業においては、小規模な事業場が多く、勤務形態が深夜業となることも多いことから、こうした実施率の低下が懸念される場所であり、事業場規模 50 人未満の事業場に対する地域産業保健センターの積極的な活用等が求められます。

また、本年度においては、健康保険組合等の医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行するというコラボヘルスの観点から、医療保険者から健康診断の結果を求められた際には提供していただくなど、医療保険者との連携について求められています。

つきましては、本強化月間の取組等が効果的に実施されますよう、貴支部会員事業場に対し、都道府県トラック協会とも連携の上、その周知啓発等に努めていただきますよう、お願いいたします。

担当

技術管理部調査課 紀伊・木下